

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成28年12月20日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコーダー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキー関店 一関市中里字荒谷14番地10ほか
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成28年12月1日
- (5) 変更の理由 来客の利便性の向上のため

2 届出年月日 平成28年11月29日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所